

翻案権侵害における判断基準の望ましいあり方 - 釣りゲー判決の検討から -

金治 まや

翻案権とは、著作権法 27 条において認められている。しかし、実際にはどのような場合に侵害と判断するかにおいて様々な考え方がある。よって、判決や条文の解釈から翻案権侵害の判断手法を明らかにする必要がある。そこで本論文では、携帯電話機用釣りゲームにおける翻案権侵害の成否を争った事案である「釣りゲー判決」の検討を行い、釣りゲー判決の評釈、学説、関連裁判例を基に、翻案権侵害の判断基準の望ましいあり方を考察した。本判決は、翻案権侵害における重要判決とされる江差追分最高裁判決において示された本質的な特徴という基準の解釈が結論を左右したという点において重要な判決であり、今後の翻案権侵害に関する判決に影響を及ぼすことが考えられる。

釣りゲー判決の検討を通して、創作的な表現の共通性を満たせば翻案権侵害が認められるとする創作的表現説と、創作的な表現の共通性を満たしていても本質的な特徴の直接感得性を満たしていなければ翻案権侵害は否定されうるとする直接感得性説のどちらの見解で判断すべきか、創作性の判断基準はどうあるべきか、どの範囲で対比を行えばよいかという 3 点の翻案権侵害の成否にかかわる問題が明らかとなった。

では、直接感得性説の本質的な特徴には明確な基準が存在せず、どの程度の相違点があれば表現上の本質的な特徴を直接感得することができない状態となるかについては、裁判官によって異なるため、法的予測可能性に欠けるという問題点があることが判明した。よって、曖昧な基準を用いることなく創作的な表現が共通しているか否かにおいて翻案権侵害を判断する創作的表現説の基準をもちいることが望ましいと考えるに至った。

では、著作権においては、アイデアは保護されず、創作性のある表現だけが保護されることから、創作性のある表現か否か、アイデアではないかどうかの双方の判断を行う必要があると考えた。よって、前者は、既存の著作物との乖離度、後者は、後の創作者にどの程度の選択の幅が残されているかによって創作性を判断することがよい。同時に、創作性の判断において、構成要素を個々に検討した場合においては創作性がないと判断されても、総合的に検討した場合においては創作性があると判断されることがあるため、総合的な検討が必要である。

では、の創作的表現説の判断基準を用いると創作的な表現が再生されていれば翻案権侵害が認められるため、範囲の考慮をする必要はない。

以上を総括すると、上記の ~ の様に、翻案権侵害は、構成要素を総合的に検討し創作的な表現が共通しているか否かによって判断されることが望ましいという結論に至った。今後は、曖昧な基準をもちいることなく法的予測可能性を保ち同様の基準で翻案権侵害を判断する基準が検討されることを期待する。

(指導教員 村井麻衣子)